監 査 報 告 書

令和６年５月８日

学校法人　新潟工科大学
理　　事　　会
評　議　員　会　　御　中

学校法人　新潟工科大学

監　事　戸松尚

監　事　関矢浩章

私たちは、学校法人新潟工科大学の監事として、私立学校法第 37 条第３項に基づいて、同法人の令和５年度（令和５年４月１日から令和６年３月 31 日まで）における学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは学校法人新潟工科大学の令和６年３月 31 日現在の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以　上